

長崎市公告第 1 0 7 号

長崎農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告する。

長崎農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 3 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に長崎市にこれを申し立てることができる。

令和 8 年 1 0 月 1 日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 長崎農業振興地域整備計画案の縦覧期間

自 令和 8 年 10 月 1 日

至 令和 8 年 11 月 1 日

（ただし、縦覧に供する期間は、上記期間のうち、長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）第 1 条第 1 項各号に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。また、期間満了日が休日の場合は、当該休日後において最も近い開庁日が満了日となる。）

2 長崎農業振興地域整備計画変更案の縦覧場所

長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 14 階

長崎市水産農林部農林振興課